

ハローワーク利用のご案内 ～オンライン登録のご案内～

ハローワークご利用にあたり、事前に、オンラインによる求職登録を行っていただくと、その後の職業相談へスムーズに進めます。ぜひ、ご活用ください。

求職申込みはインターネットからのオンライン登録を

- 令和3年9月21日からハローワークインターネットサービス上の手続きのみで求職登録が可能となりました。できるだけ、**ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、事前に「求職登録」を行っていただきますようお願いいたします。**
- 筆記式の「求職申込書」に記入し、お持ちいただくことも可能です。
 - ※ 記入された内容を職員が入力するため、手続きには時間がかかります。
 - 来所によらない手続きを希望される場合は、申込書を下記にご郵送ください。
(送付先住所): 〒112-8577 東京都文京区後楽1-9-20
ハローワーク飯田橋 専門援助第一部門 宛
- 過去（おおむね2年以内）にハローワークを利用したことがある方は、**事前の求職登録等を省略できる可能性がありますので、事前にハローワーク飯田橋にお問い合わせください。**
- **ご自宅のPCやスマートフォンからハローワークインターネットサービスで求人情報の検索や閲覧ができます。お仕事の紹介やご相談はハローワーク飯田橋へご連絡ください。**

求職登録はこちらから



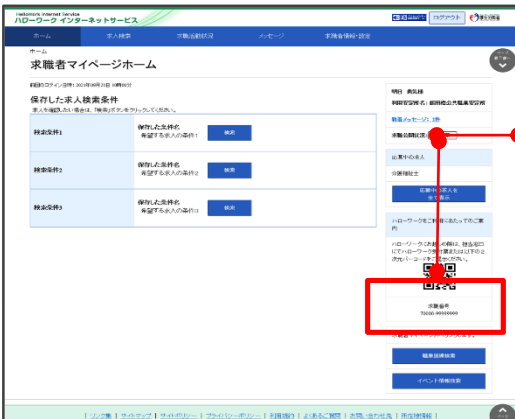
求職申込書のダウンロードはこちらから



PCやスマートフォンでオンライン登録いただく場合のお願い

- ハローワークインターネットサービスからの求職登録は以下の手続きが必要です。
 - ① ハローワークインターネットサービスの求職申込み画面にアクセスする
 - ② 利用規約・プライバシーポリシーに同意し、ログインアカウントとして使用するメールアドレスを登録する
 - ③ 当該メールアドレス宛に「認証キー」が記載されたメールが自動送信される
 - ④ 「認証キー」配信から50分以内に「認証キー」及びパスワードを登録する
 - ⑤ アカウント登録完了
 - ⑥ 求職情報を入力する（アカウント登録の翌日から14日以内）
 - ⑦ 求職登録完了と同時に、求職者マイページ開設完了
 - ※ 求職情報を入力する場合、入力途中での一時保存も可能です。アカウント登録の翌日から14日以内に求職申込み手続きが完了しない場合、アカウント（一時保存した求職情報を含む。）は自動消去されますのでご注意ください。
- 求職登録を完了した場合、求職者マイページから住居確保給付金の申請書に記載が必要となるご自身の求職番号が確認できます。
(PCの画面の場合)

求職情報の入力のかたははこちらから



求職番号が表示されます。

(スマートフォン画面の場合)



求職番号が表示されます。

来所する皆さまへご協力をお願い

- 窓口をご利用の際は、できるだけ**夕方**の混雑時間帯を避け**時間に余裕を持って**お越しください。2F受付にて「住居確保給付金の仕事相談」とお申出いただき自治体交付の職業相談確認票をご呈下下さい。
- 体調が悪い方や風邪症状がある方は、来所を控えていただきますようお願いいたします。



ハローワークでは、窓口にお越しただかなくても
求職申込、職業相談・職業紹介を行うことができます

電話による職業相談・お仕事の紹介について

- お電話での相談は、**1回当たり15分を目安**でお願いします。
- お電話での相談の際は、**求職番号が必要**となります。
- お電話での相談は、ハローワーク飯田橋 19番窓口まで「住居確保給付金の仕事相談」とお申し出ください。
特に午後は混雑いたしますので、午前中のご相談をおすすめ致します。

(TEL:03-3812-8609 部門コード43# または 41#)

- お電話での相談の際には、電話で話した**ハローワーク職員**の部署・氏名を職業相談確認票に記載してください。ハローワークでの証明印の代わりとなります。

応募したいときは

- ハローワークインターネットサービス**等で応募したい求人があった場合は、求人番号をハローワーク職員にお伝えください。応募希望の求人の**紹介状を郵送**します。**マイページを開設していただく**とご自分の**プリンターで紹介状を印刷**することができ**素早く応募**ができます。
- 紹介状をもらった場合、必ず応募するようお願いいたします。(応募を辞退する際には求人者への連絡と共に紹介を受けたハローワークにもご連絡をお願いします)

ハローワーク飯田橋開庁時間
(月)~(金)

8:30 ~ 17:15 です
お早めにご連絡ください。

再就職や転職を目指す皆様へ求職者支援制度のご案内

東京労働局
ハロトレ

無料の
職業訓練

+

就職
サポート

+

月10万円
給付金



- 求職者支援制度は、再就職、転職、スキルアップを目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方が、給付金を受給しながら訓練を受講できます。

《**受講要件抜粋**》雇用保険被保険者ではないこと、労働の意思と能力があること、訓練受講の必要性があるとハローワークが認めたこと等、他。

《**給付金支給要件抜粋**》本人収入月8万以下、世帯全体収入月30万円以下、世帯全体の金融資産300万円以下、居住以外の土地・建物を所有していない等、他。

訓練実施日全てに出席すること(やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合(育児・介護を行う者や求職者支援訓練の基礎コースを受講する者については証明ができない場合を含める)であっても、8割以上出席する。) 《**その他要件あり**》

- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。

- 給付金の支給要件を満たさない場合も、無料の職業訓練を受講できます(テキスト代等は自己負担) 訓練期間は2ヶ月~6ヶ月。R6.3月末までの特例で短期間(1ヶ月程度)の訓練コースもあります。毎月訓練科目は変わりますので、早めに窓口でご相談ください。

《**求職者支援訓練課目例**》↓

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラミング育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

ご来所される場合は、ハローワーク飯田橋 2F受付にて「住居確保給付金の仕事相談」とお申し出いただき、各自治体から交付されている**職業相談確認票**をご提示ください。